

四	三	二	一	○
發行方 法	用振等替法の適 用	の法 規	發行 規	省令第 二三十 十等年 十号
	替 及 之 規	律 項 及 之 規	號 稱 及 之 規	國債發行告示
	法 之 規	之 規	記	第六 六 五 四 三 二 一 〇

ご務後格競債定特あ争争う札価機用一成社十条九特回利付  
 と大に競争市め別つ入入。一格関を振十債二年第別  
 に臣行争入場る参て札札に以をは受替三等条一法会  
 応がわ入札特も加、と発下競日け法年の第項律計  
 募各れ札発別の者財同行る一争本る「法振一、第に  
 限国るの行参にご務時一発価に銀もと律替項第二関  
 度債入募「加よと大にと行格付行のい第に四十す  
 額市札入と者に臣行い競しとと。七關十三る  
 を場でのい・発応がわう以争てし。十す七号法  
 定特あ決う第行募各れ。下入行。の五る条一律  
 め別つ定一I(以限国る、「札わそ規号法及第へ  
 る参てを及非下度債入価価「れの定。律び四平  
 も加、しご価一額市札格格とる振の以へ第十成  
 の者財た価格国を場で競競い入替適下平六六十  
 財務大臣(二十年)川昭第一百一  
 国庫債券(二十一年)中川昭一  
 利付基七年國債大藏の、  
 月と二月第五号  
 七月二十條  
 日より二月二十條  
 告日告日  
 示に一月令  
 すす行項  
 行の昭和  
 し規定  
 た定五  
 利に七十  
 付基七年  
 国債大藏  
 の、  
 第六  
 六  
 五  
 四  
 三  
 二  
 一  
 〇

## 六

口  
イ  
發

特国	入価	入価・別債行争非者	特国	入価法入
別債	札格行	札格第参市及入価・別債	札格	決
参市	発競	発競II加場び札格第参市	発競	定
加場	行争額	行争非者特国発競I加場	行争	の

条特十額た条千額発四う額  
 第別万で利第七面行十ち面  
 一會円千付一百金し六、金  
 項計七国項六額た条特額  
 のに百債の十で利第別で  
 規関九に規万六付一會八  
 定す十つ定円千国項計千  
 にる一いに、四債のに  
 基法億て基同百に規関  
 づ律五はづ法六つ定す  
 第千、き第十いにる  
 発行二額発六五て基法  
 十六百面行十億はづ律  
 申四金し二四、き第  
 七億円

## 五

口  
イ  
方募

入価各當も各	發別に
み限國ての申	行參よ
の度債るか込	一加る
応額市。らみ	と者發
募の場	その
額範特のう	い・行
を圃別応ち	う第へ
割内參募應	。II以
りに加額募	非下
當お者を価	価一
ていご順格	格國
るてと次の	競債
。各の割高	爭市
申応りい	入場
	札特

	十九	八	ハ	七	イ	八
發	振額最			払		
行	替額	低行争非者特國行争非者特國入価込		行争非者特國行争非者		
單	額入価・別債	入価・別債札格		入価・別債	入価・	
位	面札格第參市	札格第參市發競金		札格第參市	札格第	
日	位金	發競II加場	發競I加場行爭額	發競II加場	發競I	
平す額の振	五	百	円七円八	十国条特	でた	
成るの記替	万	五	百千	三債の別	七利	
二。整載法	円	十三	四二	億に規会	百付	
十数又の			十二百	円つ定計	三国	
年倍は規		三億	二九	いにに	十債	
年の記定		七	億十	て基関	九に	
十二金録に		千	四六	、づす	億つ	
月額はよ		百	千億	額きる	円い	
に、る		九	七九	面発法	て、	
よ最振		十	百百	金行律		
る低替		十一	三四	額し第		
も額口		万円	三十	でた四		
の面座			三十五	百利十		
と金簿			万	五付七	額面金額	

の経利入価・別債行争非者特国入価発  
払過札格第参市及入価・別債札格行  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市発競価  
み子率行争非者特国発競Ⅰ加場行争格

(二) にへにりに座も係  
おた百算つにのる發行時において、  
いだ分出い記と所  
てしのして載し得  
取、二金額記  
得する當該國債を乗  
者が非居住時  
にりに算つにのる  
は又て税  
たは振が  
金額記  
をか(一)のさ  
じ當算れ簿  
發した該式  
行金金にもの  
額額よの口  
に

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(一) 年  
む十式は二  
も号に、募・  
のによ払入一  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

錢額	錢額
面以面	面以上金
額の額	額の額
百円それ百円	百円それ百円
にぞれにつきの応募価格	にぞれにつきの応募価格
百円四十	百円二十
五	五

二十九  
八七六

十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者  
二十年十二月二十二日  
本面成利てを年銀金四子、支六行額十をそ払月百年支の期二円十払日と十に二う以し日つ月。前、及き二六各び百十月支十円日間払二期月属に二すお十

額面金額× $\frac{21}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初期利子

規下は期た期平定、が金と成すの国たは者す次そ銀額し二る税法金、又る号の行を、十こ率人額前記は期及翌休支次一とをがに外日び営業支払の年が乗適当のに第業う算六でじ用該算つ十日。式月きたが非式にい六にたに二る金受居にて号支當だよ十額け住ある同に払たしり日一る者じおうる、算をを所又算場いへと支出支控得は出合て以き払し払除税外しに